

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成27(2015)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられており、目標年を10年後に控えた令和2(2020)年には、SDGsの達成に向けて行動規模の拡大を図る「行動の10年」がスタートするなど、世界中がこの目標の実現に向けて、官民を挙げた取組みを強化しています。

国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「女性活躍推進法」などの改正が行われたほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画や女性活躍の取組みを加速するための法整備が進められています。

また、福岡市では、第10次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の持続的な好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている」を設定しています。そして、その実現に向けた「多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進」として、男女共同参画に取り組んでいくことを示しています。男女共同参画の推進に取り組むことは、誰もが思いやりを持ち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現にもつながるものです。

これまで、第1次から第4次基本計画までの20年間において、個々を尊重し合い、性別にかかわらず一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを行うとともに、あらゆる取組みに男女共同参画の視点を確保するため、意思決定過程へのさらなる女性の参画促進に取り組むこととします。そして、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍でき、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第5次基本計画では、第4次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標 1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶された社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

基本目標 3 女性が安心して暮らせる社会

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

基本目標 4 仕事と生活の調和が実現した社会

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて、性別にかかわらず積極的に役割を果たし、責任と充実感を分かち合いながら、共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標 5 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

性別にかかわらず教育・昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、その能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標 6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、地域課題の解決に取り組むことにより、多様な視点で様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

2 第5次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法(第14条第3項)に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、特に、第5次基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第6次男女共同参画基本計画を参考にしました。

(2) 市条例の具体化

条例(第11条)では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この第5次基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法(第2条の3第3項)に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法(第6条第2項)に基づき、基本目標4と基本目標5の部分を、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 女性支援新法との関連

女性支援新法(第8条第3項)に基づき、基本目標3の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

(6) 市総合計画との関連

福岡市基本構想(平成24年12月策定)及び第10次福岡市基本計画(令和6年12月策定)との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスが取れた持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。



3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 第5次基本計画の体系

第5次基本計画では、6つの基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って、今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています。

また、現計画の評価と課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、重点的に取り組む施策を選定しています。

重 は重点的に取り組む施策

施策の方向	具体的施策
-------	-------

基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

1 男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進
2 男女共同参画にかかる啓発・学習の全市的展開 重	2 教育に携わる者への研修の充実
	3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実
	4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進
	5 公民館における取組みの推進
	6 男女共同参画に関する調査・研究
	7 男女共同参画に関する広報と情報提供
	8 市民団体、NPO等との連携・共働
3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	9 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 重	10 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	11 男女共同参画の視点に立った防災事業
5 国際理解・交流の推進	12 男女平等に関する国際理解の推進
6 生涯にわたる健康支援	13 青少年に対する支援、意識啓発
	14 母性の保護の重要性に関する認識の浸透
	15 妊娠・出産に関する健康管理の支援
	16 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
7 性の多様性が尊重される環境づくり	17 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援
	18 市民や企業等に対する教育・啓発

基本目標2 あらゆる暴力が根絶された社会

1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	19 相談体制の充実と連携体制の強化
	20 被害者の安全確保
	21 被害者の自立のための支援
	22 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
	23 DV対応と児童虐待対応の一体的支援
	24 相談の充実
	25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
	27 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
	28 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)

施策の方向	具体的施策
-------	-------

基本目標 3 女性が安心して暮らせる社会

- | | |
|---|------------------------|
| 1 安心して相談できる体制の充実 重 | 29 相談体制の充実 |
| | 30 支援対象者の早期把握 |
| | 31 一時保護者の状況に応じた支援 |
| | 32 同伴児童への支援 |
| | 33 自立のための支援 |
| 2 安全確保への取組みの充実 | 34 心理的ケアの充実 |
| | 35 関係機関との連携・協働 |
| 3 回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実 | 36 民間団体との連携・協働 |
| | 37 人材育成・研修 |
| 4 多様な主体との連携による支援の推進 重 | 38 女性の人権の尊重を図るための教育・啓発 |
| | |
| 5 女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進 重 | |
| | |

基本目標 4 仕事と生活の調和が実現した社会

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重 | 39 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援 |
| | 40 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 |
| | 41 市役所における意識啓発 |
| | 42 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進 |
| | 43 相談の充実 |
| | 44 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 |
| 2 子育て・介護支援の充実 | 45 子育て支援の充実 |
| | 46 介護支援の充実 |

基本目標 5 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| 1 働く場における女性活躍推進の支援 重 | 47 企業に対する女性活躍推進の取組み支援 |
| | 48 働く女性のキャリアアップ支援 |
| | 49 働く女性への労働に関する広報と情報提供 |
| | 50 相談の充実 |
| | 51 農林水産業の分野における女性の参画促進 |
| 2 女性の就業・起業支援 重 | 52 就業意識の啓発と職業能力の向上 |
| | 53 女性の起業支援 |
| | 54 再就職の支援 |
| | |

基本目標 6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

- | | |
|--|----------------------|
| 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重 | 55 審議会等への女性の参画促進 |
| | 56 市役所における男女共同参画の推進 |
| | 57 政治分野における女性の参画促進 |
| 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重 | 58 自治協議会等への女性役員の参画促進 |
| | 59 地域の女性リーダー育成と活躍支援 |

5 成果指標

成果指標

計画期間中に本市が達成すべき成果指標として、基本目標ごとに、次の9項目を設定します。

(単位:%)

基本目標	項目	目標値	現状値
1	●男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】	85	77.1 (令和6年度)
2	●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 いずれかの相談窓口を知っている人の割合 【市政に関する意識調査】	90	79.0 (令和5年度)
	●中学生・高校生世代の「デートDV」についての認知度 デートDVについて「言葉を知っている」と回答した中学生・高校生世代の割合 【市青少年の意識と行動調査】	中学生 50 高校生世代 90	中学生 46.2 高校生世代 84.2 (令和5年度)
3	●女性支援の機関・団体職員研修における理解度	100	—
4	●ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を導入している事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	85	79.1 (令和6年度)
	●事業所における男性の育児休業取得率 【市内事業所における労働実態調査】	85	48.7 (令和6年度)
5	●事業所における女性管理職比率 【市内事業所における労働実態調査】	18	13.3 (令和6年度)
6	●福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40以上 60以下	41.0 (令和7年8月1日)
	●福岡市役所における女性管理職比率	28	20.3 (令和7年5月1日)

参考指標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

《中長期的な参考指標》

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値：12.4%(女性8.0%、男性18.8%)【令和5年度市政に関する意識調査】

基本 目標	項 目	現状値
1	○男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の認知度 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.7% (令和5年度)
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	52.9% (令和5年度)
2	○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 「精神的暴力(あなたを大声で怒鳴る)を受けたことがある」と 回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 31.6% 男性 24.3% (令和5年度)
	○デートDV防止に関する予防教育実施校数	6校 (令和6年度)
3	○支援方針の決定に係る協議への相談者本人の参画割合	—
4	○男性の育児休業の平均取得期間が2週間超の事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	61.0% (令和6年度)
	○女性正社員の結婚や出産後の就業継続状況 「正社員として働き続ける人がほとんど(8割以上)」の割合 【市内事業所における労働実態調査】	60.1% (令和6年度)
	○家事・育児・介護の分担状況について、配偶者(パートナー)間での話し合いの経験 「よく話し合ってきた」「話し合ったことがある」人の割合 【市内事業所における労働実態調査】	69.8% (令和6年度)
5	○女性管理職がない市内事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	31.5% (令和6年度)
	○女性管理職割合が18%以上の事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	39.5% (令和6年度)
	○「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」登録企業における女性管理職比率	19.8% (令和6年度)
	○女性の就業者に占める正規雇用者の割合 【就業構造基本調査】	45.6% (令和4年度)
6	○地域における諸団体の長への女性の就任状況	25.1% (令和7年7月1日)

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」(会長:市長、副会長:市民局男女共同参画部所管の副市長、委員:全事業管理者及び全局・区長等、幹事:関係部長)において、第5次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 男女共同参画審議会

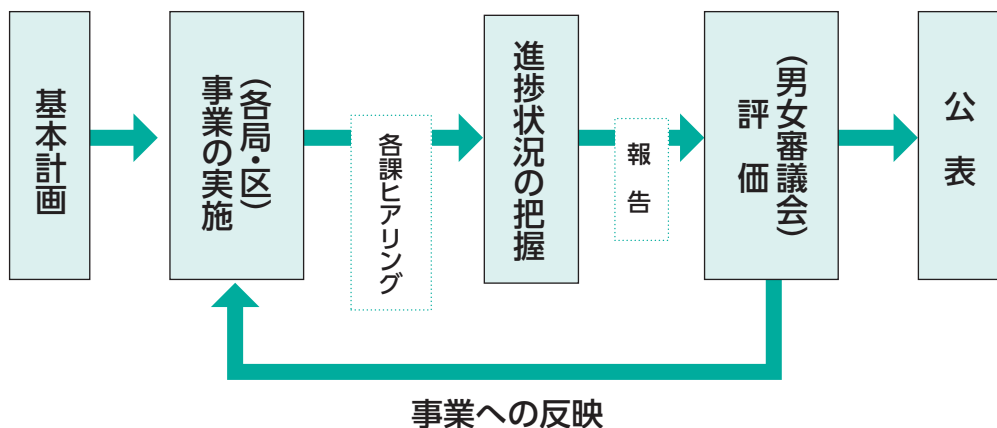
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」(以下「男女審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置付けられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

また、事業実施などから得られる市民のニーズや事業効果について直接感じ、把握して、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整に活かしていきます。

次の取組みについて積極的に推進していきます。

ア あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組みを実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深めることや、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、これから社会を担っていく若年層が共感できる取組みを進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

イ 地域支援の充実

地域における男女共同参画の取組みを支援するため、公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供を行います。また、地域における男女共同参画について、基礎が学べる講座の配信や女性リーダー育成を目指す講座の実施、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、支援を充実します。

ウ 市民グループの育成・支援

市民の幅広い男女共同参画への認識を深めるため、男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、さまざまな分野で男女共同参画の推進に資する活動を行っている市民グループの専門性を活かし、男女共同参画の推進につながる活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。

エ 相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために、相談員の専門性を向上し、相談機能の充実・強化を図るとともに、「アミカスDV相談ダイヤル」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センター等との連携を強化します。

オ 広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報紙やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、アミカス館内に、男女共同参画に関する基礎知識、情報を効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ 女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリア形成支援セミナーを実施するとともに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の再就職や起業支援に取り組みます。



福岡市男女共同参画推進センター
Fukuoka City Gender Equality Promotion Center

アミカス

愛称の「アミカス」はラテン語で「仲間・友達」を意味する言葉からとったもので、一般公募により名づけられました。

② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

ア 校区における主体的な男女共同参画活動への支援

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組み状況を把握し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区が共有できるよう努めます。

イ 男女共同参画の視点に立った地域自治への支援

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして主体的に行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。複雑化、多様化、複合化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

② 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動や男女共同参画意識が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していきけるよう、さらに連携を深めていきます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策の実施責任を規定しています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の男女共同参画推進センター間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。